に対して総務大臣が通知した額のうち③に係るもの　0.037
エ　京都府京都市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.074
AE23　ア　山形県東根市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.014
イ　岡山県笠岡市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.022
ウ　三重県鈴鹿市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.036
エ　富山県黒部市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.030
AE24　ア　大阪府泉佐野市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.014
イ　大阪府門真市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.021
ウ　大阪府吹田市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.035
エ　静岡県静岡市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.049
AE25　ア　香川県まんのう町に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.014
イ　愛知県豊橋市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.035
AE26　ア　大阪府大阪市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.029
イ　福岡県福岡市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.035
ウ　愛知県田原市に対して総務大臣が通知した額に係るもの及び兵庫県川西市に対して総務大臣が通知した額のうち①に係るもの　0.049
エ　兵庫県川西市に対して総務大臣が通知した額のうち②に係るもの　0.055
AE27　ア　兵庫県川西市に対して総務大臣が通知した額のうち①に係るもの　0.048
イ　兵庫県川西市に対して総務大臣が通知した額のうち②に係るもの　0.055

に対して総務大臣が通知した額のうち③に係るもの　0.037
エ　京都府京都市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.074
AE23　ア　山形県東根市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.014
イ　岡山県笠岡市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.022
ウ　三重県鈴鹿市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.036
エ　富山県黒部市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.030
AE24　ア　大阪府泉佐野市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.014
イ　大阪府門真市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.021
ウ　大阪府吹田市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.035
エ　静岡県静岡市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.049
AE25　ア　香川県まんのう町に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.014
イ　愛知県豊橋市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.035
AE26　ア　大阪府大阪市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.029
イ　福岡県福岡市に対して総務大臣が通知した額に係るもの　0.035
ウ　愛知県田原市に対して総務大臣が通知した額に係るもの及び兵庫県川西市に対して総務大臣が通知した額のうち①に係るもの　0.049
エ　兵庫県川西市に対して総務大臣が通知した額のうち②に係るもの　0.055
AE27　ア　兵庫県川西市に対して総務大臣が通知した額のうち①に係るもの　0.048
イ　兵庫県川西市に対して総務大臣が通知した額のうち②に係るもの　0.055